

新宿区選挙執行規程（平成16年選挙管理委員会告示第35号）新旧対照表

改正後	現行
第1条から第117条まで 略	第1条から第117条まで 略
第1号様式～第27号様式 略	第1号様式～第27号様式 略
第28号様式(1)（第88条関係） <u>別紙のとおり</u>	第28号様式(1)（第88条関係） <u>別紙のとおり</u>
第28号様式(2)（第88条関係） <u>別紙のとおり</u>	第28号様式(2)（第88条関係） <u>別紙のとおり</u>
第28号様式(3)（第88条関係） <u>別紙のとおり</u>	第28号様式(3)（第88条関係） <u>別紙のとおり</u>
第29号様式(1)（第89条関係） <u>別紙のとおり</u>	第29号様式(1)（第89条関係） <u>別紙のとおり</u>
第29号様式(2)（第89条関係） <u>別紙のとおり</u>	第29号様式(2)（第89条関係） <u>別紙のとおり</u>
第29号様式(3)（第89条関係） <u>別紙のとおり</u>	第29号様式(3)（第89条関係） <u>別紙のとおり</u>
第30号様式 略	第30号様式 略
第31号様式(1)（第91条関係） <u>別紙のとおり</u>	第31号様式(1)（第91条関係） <u>別紙のとおり</u>
第31号様式(2)（第91条関係） <u>別紙のとおり</u>	第31号様式(2)（第91条関係） <u>別紙のとおり</u>
第31号様式(3)（第91条関係） <u>別紙のとおり</u>	第31号様式(3)（第91条関係） <u>別紙のとおり</u>
第32号様式(1)（第91条関係） <u>別紙のとおり</u>	第32号様式(1)（第91条関係） <u>別紙のとおり</u>
第32号様式(2)（第91条関係） <u>別紙のとおり</u>	第32号様式(2)（第91条関係） <u>別紙のとおり</u>
第33号様式(1)（第92条関係） <u>別紙のとおり</u>	第33号様式(1)（第92条関係） <u>別紙のとおり</u>
第33号様式(2)（第92条関係） <u>別紙のとおり</u>	第33号様式(2)（第92条関係） <u>別紙のとおり</u>
第33号様式(3)（第92条関係） <u>別紙のとおり</u>	第33号様式(3)（第92条関係） <u>別紙のとおり</u>
第34号様式以下 略	第34号様式以下 略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

新宿区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合(下記2の場合は記載不要)

契 約 年 月 日	契 約 の 相 手 方 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は そ の 代 表 者 の 氏 名	契 約 内 容	
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額
		～	
		～	

2 1に掲げる契約以外の場合(上記1の場合は記載不要)

	契 約 年 月 日	契 約 の 相 手 方 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は そ の 代 表 者 の 氏 名	契 約 内 容	
			借 入 期 間 等	契 約 金 額
自 動 車 の 借 入			借入期間 ～	円
			借入期間 ～	円
燃 料 の 購 入			選挙運動用自動車の自動車登録番号 又は車両番号	円
			選挙運動用自動車の自動車登録番号 又は車両番号	円
運 転 手 の 雇 用			雇用期間 ～	円
			雇用期間 ～	円

備考

- (1) この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- (2) 運転手の雇用については、契約の相手の氏名及び住所を記入してください。
- (3) 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入」にあつては借入期間を、「燃料の購入」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を記載してください。
- (4) 「燃料の購入」にあつては、単価契約を締結した場合には、「契約金額」欄に契約単価を記載してください。
- (5) 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

年 月 日

新宿区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行 何選挙

候補者氏名 _____

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラ作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契 約 年 月 日	契 約 の 相 手 方 の 氏 名 又は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法人にあっては代表者の氏名	契 約 内 容			備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	1枚当り の作成単価	
		枚	円	円 銭	

備 考

- (1) この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- (2) 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

年 月 日

新宿区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行
候補者氏名 選挙

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスター作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容			備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たりの作成単価	
		枚	円	円 銭	
		枚	円	円 銭	

備考

- (1) この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- (2) 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

年 月 日

新宿区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行
候補者氏名

選挙

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日		年 月 日	
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住所		
	(3) 法人にあつてはその代表者の氏名		
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号			
4 確認申請金額		円	
区 分		購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額(A)		円	円
今回の購入金額(B)		円	円
燃料代計(A) + (B)		円	円

(注) 「3燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から新宿区選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 4 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

年 月 日

新宿区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行 何選挙
候補者氏名 _____

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日		年 月 日
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住 所	
	(3) 法人にあつては 代表者の氏名	
3 確認申請枚数		枚

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累計枚数 (A)	枚	枚
今回の枚数 (B)	枚	枚
枚数計 (A) + (B)	枚	枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から新宿区選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

年 月 日

新宿区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日執行
候補者氏名

選挙

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日		年 月 日	
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住所		
	(3) 法人にあってはその代表者の氏名		
3 確認申請枚数		枚	
区 分		作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)		枚	枚
今回の枚数(B)		枚	枚
枚数計(A)+(B)		枚	枚
備考			

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から新宿区選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
候補者

選挙

記

運送等契約区分 (該当する番号に○をしてください。)		1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	
		2 上記1に掲げる契約以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額(円)	備考

- 備考
- この証明書は、使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
 - 運送事業者等が新宿区に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、新宿区に支払を請求することはできません。
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
 - 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、新宿区に支払を請求することはできません。

第31号様式(2)(第91条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料の供給を受けるものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
候補者

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	供給量 (1)	供給金額 (円)	備考

(注)・「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

・この証明書には、※給油伝票の写しを添付してください。

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(日付、自動車登録番号又は車両番号、供給量及び金額が記載された書面。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
 - 燃料供給業者が新宿区に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、新宿区に支払を請求することはできません。
 - 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
 - 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となつた場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- ※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に掲げる4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号に掲げる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。

第31号様式(3) (第91条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
候補者

記

運転手の氏名及び住所		
雇用年月日	報 酬 額 (円)	備 考

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が新宿区に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、新宿区に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 5 候補者の指定した運転手以外の運転手は、新宿区に支払を請求することはできません。

第32号様式(1)(第91条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 何選挙
候補者

記

ビラ作成業者の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	法人の代表者 の 氏 名	
作 成 枚 数	枚	
作 成 金 額	円	
備 考		

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいてビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が新宿区に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、新宿区に支払を請求することはできません。

第32号様式(2)(第91条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏 名 又 は 称	
	住 所	
	法人の代表者の 氏 名	
作 成 枚 数	枚	
作 成 金 額	円	
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数		

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が新宿区に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、新宿区に支払を請求することはできません。

年 月 日

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

新宿区長 あて

住所
氏名又は名称
法人にあっては代表者名

新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1	請求金額	円	
	内訳(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約		円
	(2) (1)以外の者との契約(イ、ロ、ハの計)		円
	イ 自動車の借入		円
	ロ 燃料代		円
	ハ 運転手		円
2	内訳 別紙請求内訳書のとおり		
3	年 月 日執行		選挙
4	候補者氏名		
5	振込先 金融機関名(本支店名)	預金種別	普通・当座
	(フリガナ)		
	口座名義		口座番号

備考

1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、この他に自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写し)とともに選挙期日後速やかに口座振替依頼書を添えて提出してください。

2 候補者が供給物を没収された場合には、区に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に掲げる4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号に掲げる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。

(別紙)その1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	(A) 運送金額(円)	(B) 基準限度額(円)	請求金額(円)	備考
	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計	円	円	円	

備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

(別紙)その2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

自動車の借入れ

使用年月日	(A) 借入れ金額(円)	(B) 基準限度額(円)	請求金額(円)	備考
	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計	円	円	円	

備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

(別紙) その3

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	(A) 販売金額(円)	(B) 基準限度額(円)	請求金額(円)	備考
		円× 1 = 円			
		円× 1 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「(B) 基準限度額」の(計)欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(A)の(計)欄又は(B)の(計)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 請求内訳は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

(別紙) その4

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

運転手

雇用年月日	(A) 報酬額(円)	(B) 基準限度額(円)	請求金額(円)	備考
	円	円	円	
	円	円	円	
計	円	円	円	

備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

新宿区長 あて

住所
氏名又は名称
法人にあっては代表者名

新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1	請求金額	円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり
3	年 月 日執行	何選挙
4	候補者氏名	
5	振込先 金融機関名(本支店名)	預金種別 普通・当座
	(フリガナ) 口座名義	口座番号

備考

1

この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙期日後速やかに、口座振替依頼書を添えて提出してください。

2

候補者が供託物を没収された場合には、区に支払を請求することはできません。

3

この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本を種類ごとに1枚ずつ添付してください。

4

契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(別紙)

請求内訳書

	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
	円 銭	枚	円	円 銭	枚	円	円 銭	枚	円	
計			円			円			円	

備考

- 1 (E) 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

年 月 日

請求書
(選挙運動用ポスターの作成)

新宿区長 あて

住所
氏名又は名称
法人にあっては代表者名

新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1	請求金額	円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり
3	年 月 日執行	選挙
4	候補者氏名	
5	振込先 金融機関名(本支店名)	預金種別 普通・当座
	(フリガナ)	
	口座名義	口座番号
備考		
1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙期日後速やかに、口座振替依頼書を添えて提出してください。		
2 候補者が供託物を没収された場合には、区に支払を請求することはできません。		
<u>3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。</u>		

(別紙)

請求内訳書

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円 銭	枚	円	円	枚	円	円 銭	枚	円	
計			円			円			円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄に、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (E)欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。